

# 国税庁職員をかたつた 不審なメッセージ等に ご注意ください！

- ・ 国税庁職員をかたり、チャットアプリ（ビジネスチャットツール）を用いて、税務調査について連絡する事例が確認されています。
- ・ 国税庁（国税局・税務署を含みます。）が税務調査において、納税者の事前の承諾なしにチャットアプリを使用したやり取りを行うことはありません。
- ・ 身に覚えのないメッセージに対する返信・URL のクリック・添付ファイルの開封等は決して行わないようにご注意ください。